

京都府立大学後援会資格取得支援事業実施要領

令和4年8月8日制定

1 趣 旨

学生が在学中に各種検定試験を受験し、資格を取得することを奨励するため、受験料の一部を助成する。併せて、所定の資格やスコアの取得者に対し奨励金を交付し、学生の就職活動や自己研鑽に資することを目的とする。

2 対象者

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学部生または大学院生として在籍し、かつ保護者等が後援会に加入している者
- (2) 休学中の者を除く。

3 助成金の範囲

- (1) 対象 別紙1のとおり
- (2) 申請期間 試験日から1年以内（卒業回生は、学位授与式の5日前まで）
- (3) 申請回数 1年度につき、2回までとする。
- (4) 助成金額 振込手数料を除いた受験料の半額。ただし、5,000円を上限とする。

4 奨励金の範囲

- (1) 対象と金額 別紙2のとおり
- (2) 申請期間 合格日または取得日から1年以内（卒業回生は、学位授与式の5日前まで）
- (3) 申請回数 在籍中に、各資格試験につき1回とする。

5 申請の方法及び支給

- (1) 助成金または奨励金(以下、「助成金等」という。)の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式1）または奨励金交付申請書（様式2）に、所定の書類を添えて後援会理事長に提出する。
- (2) (1)の申請があったとき、理事長は審査のうえ可否を決定し、申請者から申し出のあった銀行口座に助成金等を振り込み支給する。口座への振込をもって、支給決定の通知とする。

附 則 この要領は令和4年8月8日から施行する。